

# 寝屋川市高齢者保健福祉計画

(2024 ~ 2026)

概要版

寝屋川市老人福祉計画（第10次計画）  
第9期介護保険事業計画

**地域みんなで支えあい、  
元気にいきいきと暮らすまちの実現  
～ 地域包括ケアの深化と広がりをめざして ～**

寝屋川市



# 【寝屋川市高齢者保健福祉計画（2024～2026）の構成】

## 第1章 計画の策定にあたって

- |            |         |              |
|------------|---------|--------------|
| 1. 計画策定の趣旨 | 2. 位置づけ | 3. 期間        |
| 4. 策定方法    | 5. 推進方法 | 6. 日常生活圏域の設定 |

## 第2章 高齢者保健福祉の推進方策

### 1. 基本理念

**地域みんなで支えあい、元気にいきいきと暮らすまちの実現**  
～ 地域包括ケアの深化と広がりをめざして ～

### 2. すべての取組で大切に考える考え方

- (1) シルバー世代の「自立」と「権利」を尊重します
- (2) 多様な人の多様な“困りごと”を見つけ、支えます
- (3) さまざまな立場の人や組織が力をあわせて取り組みます

### 3. 基本目標

- |                                     |                                 |                                    |
|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| (1)<br>一人ひとりが“自分らしく”<br>元気にいきいきと暮らす | (2)<br>生活や介護をニーズに応じて<br>しっかり支える | (3)<br>「地域共生社会」の視点で<br>地域包括ケアを推進する |
|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|

### 4. 目標を実現するための取組

(1) 一人ひとりが“自分らしく” 元気にいきいきと暮らす	(2) 生活や介護をニーズに応じて しっかり支える	(3) 「地域共生社会」の視点で 地域包括ケアを推進する
①情報の発信と取得・活用の支援 ②地域活動・社会活動の推進 ③多様な就労や有償活動などへの支援 ④健康づくりと介護予防・重度化防止、認知症予防への支援 ⑤権利擁護の支援	①“困りごと”に気づき、支援につなぐ取組 ②相談窓口とネットワークの充実 ③日常生活を支援するサービスや活動等の充実 ④介護を支援するサービスや活動の充実 ⑤認知症の人への支援の充実 ⑥介護者への支援の充実 ⑦支援の質を高める取組	①「地域共生社会」をめざすネットワークの充実 ②在宅医療・介護連携の充実 ③地域包括ケアの担い手づくり ④つながり支えあう地域づくり ⑤安全・安心なまちづくり ⑥バリアのないまちづくり

### 5. 重点的に取り組む事項

- (1) 地域包括ケアシステムの充実・強化
- (2) 介護予防・重度化防止と認知症の予防・支援の充実
- (3) 元気でいきいきと活躍する場と参加支援の充実

## 第3章 介護保険サービス等の推計と介護保険料

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1. 被保険者数と要介護認定者数の推計 | 2. 介護保険サービスの見込量の推計 |
| 3. 地域支援事業の見込量の推計    | 4. 介護保険事業費等の推計     |
| 5. 介護保険料の設定         |                    |

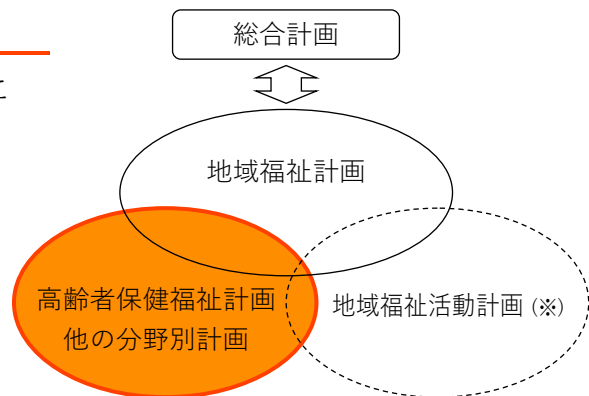
# 寝屋川市高齢者保健福祉計画（2024～2026）について

## 1. 計画策定の趣旨

- 寝屋川市は2025年（令和7年）を目途として「地域包括ケア」の仕組みづくりを推進し、「公」と「民」のさまざまな資源をつないで、シルバー世代が安心して暮らせる仕組みが構築されてきています。一方、今後、介護や支援の必要性が高まる75歳以上の人（後期高齢者）が増加するとともに、労働力人口が減少すると予測される「2040年問題」を念頭に置き、中長期的な視点での介護サービス基盤の計画的な整備が重要な課題となっています。
- こうした状況をふまえ、地域包括ケアの仕組みづくりの成果を活かしたセカンドステージとしてさらに深化、推進するよう、「健康寿命の延伸」や「共支え合うまちづくり」などに取り組むまちづくりの指針である「第六次寝屋川市総合計画」や、「地域共生社会の実現」をめざす福祉分野の上位計画である「第4次寝屋川市地域福祉計画」等と連携し、シルバー世代が元気にいきいきと暮らせるまちづくりを支える高齢者保健福祉の充実を効果的に進めることを目指し、「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2024～2026）」を策定しました。

## 2. 位置づけ

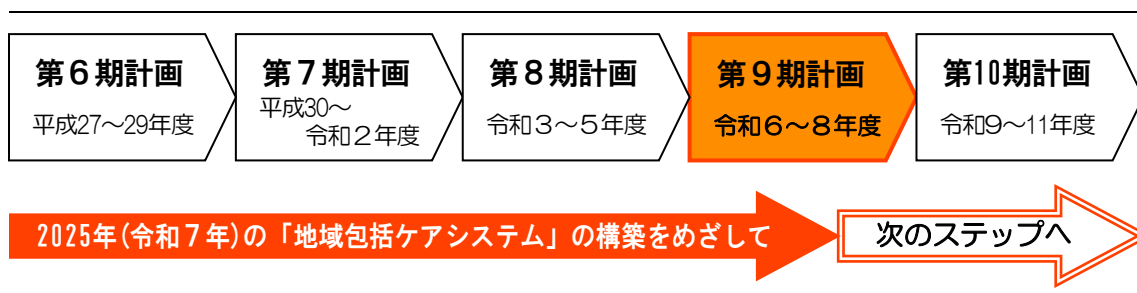
- 老人福祉法（第20条の8）と介護保険法（第117条）に基づいて策定しました。
- 寝屋川市のまちづくりの基本指針である「総合計画」、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」や「地域福祉活動計画」、シルバー世代の市民の生活に関する分野の計画とも整合性をもたせて策定し、関連づけて推進します。



(※) 社会福祉協議会が呼びかけ役となって策定

## 3. 期間

- 介護保険法の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定しました。
- 令和7年を目途とした地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をさらに深化・推進させるとともに、全国でシルバー世代がピークを迎える2040年（令和22年）に向け、中長期的な視点をふまえて推進する計画として策定しました。



(※) 地域包括ケア：介護が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、生活支援、介護、医療、住まい等を一体的に提供する仕組みを構築します。

(※) 地域共生社会：制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手という一方的な関係を超えて、地域の多様な主体が参画してつながることで、一人ひとりの暮らしと置き外、地域をとともに創っていく社会をめざす考え方です。

## 4. 策定方法

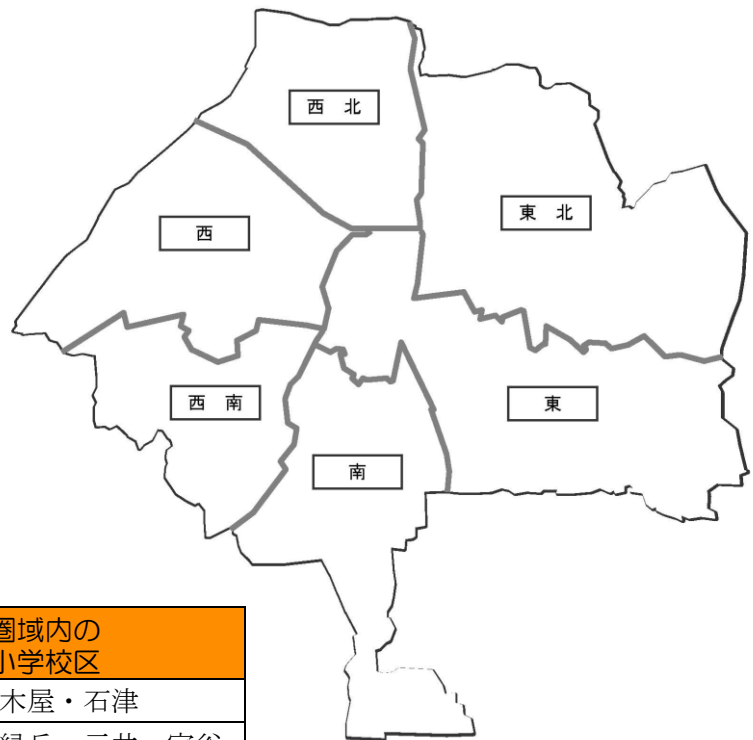
- 高齢者保健福祉に関わる市民、団体、事業者、関係機関の代表者等で構成する「寝屋川市高齢者保健福祉計画推進委員会」で意見交換を行い、計画素案を作成しました。
- 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」や地域ケア会議等を通じて高齢者の生活や介護の実態とニーズを把握し、計画推進委員会での検討に反映しました。
- 計画素案に対するパブリック・コメントを通じて、広く市民から聴取した意見を反映し、計画を策定しました。

## 5. 推進方法

- 「高齢者保健福祉計画推進委員会」等で計画の推進にかかる協議や進捗管理を行い、その結果を市のホームページ等を通じて公表し、多くの市民、団体、事業者、関係機関等と協働して、事業を実施します。
- 市は「重点的に取り組む事項」を計画全体の取組を先導する事業として実施するとともに、「目標を実現するための取組」に基づいて各事業を推進します。
- 市民、団体、事業者等とも協力して事業や活動を推進するよう、地域福祉計画や地域福祉活動計画とも連携し、主体的な参加と実践を呼びかけていきます。

## 6. 日常生活圏域の設定

- 地域に密着した支援を推進するエリアとしての日常生活圏域は、これまでの地域包括ケアの仕組みづくりを継承し、引き続きコミュニティセンターエリアとします。



圏域名	圏域内の中学校区	圏域内の小学校区
西北	第三・友呂岐	北・田井・木屋・石津
東北	第六・第十	第五・国松緑丘・三井・宇谷
東	第一・第四	東・中央・明和・梅が丘
南	第七・中木田	南・堀溝・木田・楠根
西南	第五・第九	神田・和光・成美・啓明
西	第二・第八	池田・桜・西・点野

(※)令和6年4月1日の小中一貫校設置につき、「第四中学校」、「明和小学校」、「梅が丘小学校」は「望が丘中学校」、「望が丘小学校」になります。

## 1. 基本理念

### 地域みんなで支えあい、 元気にいきいきと暮らすまちの実現 ～ 地域包括ケアの深化と広がりをめざして ～

元気にいきいきと暮らすことは、すべての人の望みであり、シルバー世代が地域に参加して役割を担い、生きがいをもって生活するよう支援することが、高齢者保健福祉の役割です。寝屋川市はシルバー世代の多様なニーズに応えるため、「公」と「民」の力を【包括】し、生活支援や介護、医療、住まいに関するサービスを【包括】して一体的に提供するという2つの【包括】の視点で、「地域包括ケア」の取組を進めています。

この取組の成果を活かし、さらに深化させるとともに、「地域共生社会」の視点で制度や分野などの枠を超えた広がりのあるものにする中で、シルバー世代の生活をより多彩で豊かにし、多様な“困りごと”の解決に向けた効果的な支援を通じて生活を支えていきます。そのために、市や関係機関等の「公」と、市民、団体、事業者等の「民」のさまざまな人や組織が協力し、シルバー世代の主体的な取組も含めて地域みんなで支えあうよう、この計画に基づき、計画的、体系的な取組を推進していきます。

## 2. すべての取組で大切に考える考え方

### (1) シルバー世代の「自立」と「権利」を尊重します

寝屋川市は、すべての取組においてシルバー世代の「自立」と「権利」を尊重することを基本として、高齢者保健福祉を推進しています。健康寿命を伸ばすとともに、支援や介護が必要になっても一人ひとりの意思に基づいて自分らしく暮らせるように支援することを、大切な考え方としてあらためて確認し、すべての事業や活動を進めます。

### (2) 多様な人の多様な“困りごと”を見つけ、支えます

日常生活での困りごとが多様化、複雑化するとともに、豪雨等の自然災害や弱い立場に置かれがちな人に対する犯罪、差別や虐待など、安心して生活するうえでの課題が多岐にわたっています。こうした状況に対応するため、シルバー世代のさまざまな困りごとを見落とさずに、サービスや活動を展開します。

### (3) さまざまな立場の人や組織が力をあわせて取り組みます

これまでも推進してきた「地域包括ケア」の仕組みづくりの成果を活かしつつ、連携のネットワークをさらに強化していきます。そして、地域福祉計画が中心となって推進する「地域共生社会」づくりとも連動し、市等の「公」が土台となる制度を担い、市民、団体、事業者等の「民」が各々の思いや強みを活かしていけるよう、お互いの理解を深めながら協働し取り組みます。

### 3. 基本目標

#### (1) 一人ひとりが“自分らしく”元気にいきいきと暮らす

シルバー世代の一人ひとりが、各々の希望に応じて“自分らしく”、元気でいきいきと生きがいをもって暮らせるように、介護予防・認知症予防も意識して健康の保持・増進に取り組みながら、主体的に地域や社会とつながり、役割を発揮する活動や就労などに参加する地域づくりを進めます。

そのために、生活や活動などに必要な情報をしっかり伝えるとともに、多様な活動の場づくりや参加のきっかけづくり、主体的な取組への支援などを、地域のさまざまな人や組織などの力をあわせることで、多様なニーズに応えるように推進します。また、だれもが“自分らしく”尊厳をもって暮らすための基盤として、弱い立場に置かれがちな人の権利をまもる取組を充実します。

#### (2) 生活や介護をニーズに応じてしっかり支える

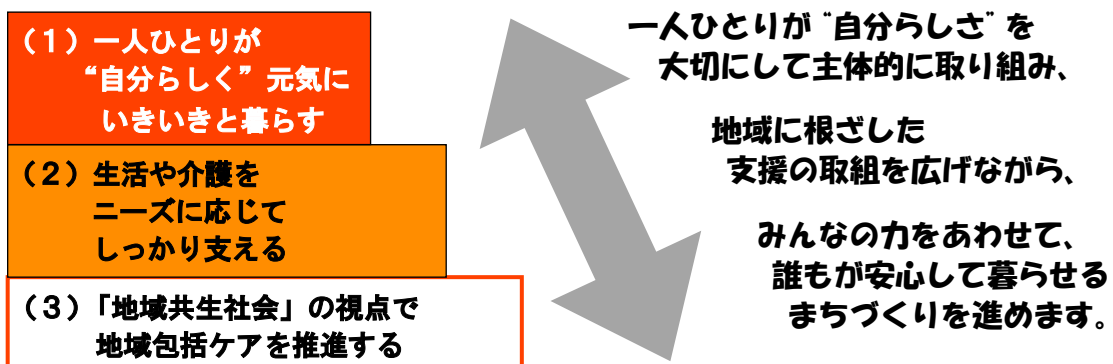
暮らしの形がいつそう多様化し、生活や介護などに関する“困りごと”も多様化、複雑化していることをふまえ、ニーズや課題に早期に気づき、適切な相談やサービス・活動などにつながることで、“自分らしく”暮らせるように効果的に支援できるしくみづくりと、それぞれの相談、サービス、活動などがニーズに応じて提供され、自立を支えるいっそう質の高い支援となるよう、多様な主体の連携による取組を推進します。

そのために、「地域共生社会」づくりの取組を通じて進める地域での市民どうしのつながりや、地域に密着した支援体制の整備などとも連動させて、ニーズに気づき、適切な相談や支援につなぎ、しっかり支えるきめ細かな取組を、シルバー世代の生活に関わるさまざまな分野とも連携し、「公」と「民」の多様な力をあわせて推進します。

#### (3) 「地域共生社会」の視点で地域包括ケアを推進する

「公」と「民」の力をあわせて推進してきた高齢者保健福祉の「地域包括ケア」のしくみづくりの成果をさらに深化させ、地域福祉計画に基づき推進する「地域共生社会」づくりとも連動させていくことで、シルバー世代や家族などの多様なニーズにも効果的に対応する仕組みと地域づくりを進めます。

そのために、地域ケア会議等を通じて、公と民、制度や分野の枠を超えた人や組織が思いや情報、課題を共有し、協働、分担して対応していく取組をいっそう広げながら、地域包括ケアを進めるための人づくりや、シルバー世代を含む誰もが心豊かに、安心して快適に暮らせる環境づくりを推進します。



## 4. 目標を実現するための取組

「基本目標」を効果的に実現するため、次の体系に基づき、市と市民、団体、事業者や関係機関等が各々の強みを活かし、協働して事業や活動を推進します。

(※) 《重点》と記した取組は、「重点的に取り組む事項」(p.9)です。

### (1) 一人ひとりが“自分らしく”いきいき暮らす

#### ① 情報の発信と取得・活用の支援

- ・多様な媒体による情報の発信
- ・情報を的確に伝える取組
- ・情報取得への意識やスキルを高める支援

#### ② 地域活動・社会活動の推進

- ・身近な地域での活動の推進 《重点》
- ・ボランティア・NPO・当事者活動等の推進 《重点》
- ・生涯学習・スポーツ、文化・趣味活動等の推進 《重点》
- ・参加の呼びかけやきっかけづくり 《重点》
- ・主体的な活動の立ち上げや継続への支援 《重点》

#### ③ 多様な就労や有償活動などへの支援

- ・シルバー世代の就労への支援の推進 《重点》
- ・多様な就労的活動の推進 《重点》

#### ④ 健康づくりと介護予防・重度化防止、認知症予防への支援

- ・介護予防への理解の推進 《重点》
- ・健康づくりを通じた健康寿命の延伸と介護予防の推進 《重点》
- ・地域でのさまざまな活動を通じた介護予防の推進 《重点》
- ・認知症予防の推進 《重点》
- ・多様な通いの場づくりと参加の推進 《重点》
- ・重度化防止や活動量の多い元の生活をめざす取組の推進 《重点》
- ・運動を通じた介護予防の推進 《重点》

#### ⑤ 権利擁護の支援

- ・権利擁護への理解
- ・高齢者虐待等の防止
- ・高齢者虐待等の早期発見・対応
- ・後見的支援の推進



## (2) 生活や介護をニーズに応じてしっかり支える

### ① “困りごと” に気づき、支援につなぐ取組

- ・自ら“困りごと”に気づく支援
- ・“困りごと”を発見する取組の充実
- ・相談につなぐための取組の充実 《重点》

### ② 相談窓口とネットワークの充実

- ・地域包括支援センターの充実 《重点》
- ・介護事業所や医療機関等との連携
- ・地域の相談活動との連携
- ・当事者どうしの相談活動への支援
- ・相談機関等のネットワークの充実
- ・複合的な課題等への支援

### ③ 日常生活を支援するサービスや活動等の充実

- ・多様な“困りごと”を支えるサービス等の推進
- ・身近な地域での支え合い活動の推進
- ・住まいの確保とバリアフリー化への支援 《重点》

### ④ 介護を支援するサービスや活動の充実

- ・介護保険サービスの提供 《重点》
- ・介護予防・生活支援サービスの充実
- ・居住型のサービス等の推進
- ・サービス利用の経済的な負担の軽減
- ・介護サービスでの災害や感染症への対策

### ⑤ 認知症の人への支援の充実

- ・地域ぐるみの認知症支援の推進 《重点》
- ・認知症の相談体制の充実 《重点》
- ・認知症の人や家族への支援 《重点》
- ・認知症の人の社会参加と権利擁護の支援 《重点》

### ⑥ 介護者への支援の充実

- ・適切な介護サービスや支援等の利用の促進
- ・学習や健康保持等の支援
- ・介護離職防止などの取組

### ⑦ 支援の質を高める取組

- ・ケアマネジメントの充実
- ・要介護認定の平準化
- ・従事者等のスキルの向上
- ・事業者への助言や指導の強化
- ・サービスの情報公開の推進
- ・サービス評価や利用者の意見を活かした改善

### (3) 「地域共生社会」の視点で地域包括ケアを推進する

#### ① 「地域共生社会」をめざすネットワークの充実

- ・ 地域包括ケアのネットワークの充実 《重点》
- ・ 地域ケア会議等を通じた課題の共有と協働体制の強化 《重点》

#### ② 在宅医療・介護連携の充実

- ・ 在宅医療・介護連携体制の構築 《重点》
- ・ 多職種連携の推進 《重点》
- ・ 地域医療体制の充実
- ・ 大阪府医療計画等の連携

#### ③ 地域包括ケアの担い手づくり

- ・ 福祉・介護の仕事や活動への理解を広げる取組の推進 《重点》
- ・ 福祉・介護の就業環境を改善する取組の推進 《重点》
- ・ 福祉・介護に関する多様な担い手づくり 《重点》

#### ④ つながり支えあう地域づくり

- ・ 困ったときに支え合う地域づくり
- ・ 日常的な支え合いの推進

#### ⑤ 安全・安心なまちづくり

- ・ 災害への備えと支援体制づくり
- ・ 安心して過ごせる避難所や支援の充実
- ・ シルバー世代を犯罪や事故から守る取組

#### ⑥ バリアのないまちづくり

- ・ ユニバーサルデザインのまちづくり
- ・ 移動の支援の充実

## 5. 重点的に取り組む事項

「目標の実現に向けた取組」を、市民、団体、事業者、関係機関等が協働して推進していくうえで、先導的な役割を担うため、次の取組を重点的に実施します。

### (1) 地域包括ケアシステムの充実・強化

寝屋川市では、「公」と「民」の力をあわせて、シルバー世代が地域で、元気にいきいきと暮らしていくうえで必要な生活支援、介護予防、介護、医療、住まいのサービスを一体的に提供することをめざし、地域包括ケアシステムづくり推進しています。

この取組を活かし、さらに発展させて、一層多様化、複雑化するシルバー世代の保健福祉のニーズに効果的に対応するための「しくみ」を充実するため、制度や分野の枠を超えて実現する「地域共生社会」の視点で、より広い人や組織のネットワークづくり、連携と協働による取組、それらを支える体制の強化に取り組めます。

- 【重点的に取り組む事項】**
- ① 地域包括支援センターの機能と体制の充実
  - ② 在宅医療・介護連携や「公・民」の連携などの多様な連携の推進
  - ③ 住まいとの一体的支援と在宅介護の充実
  - ④ 地域包括ケアの担い手の確保と支援の充実

### (2) 介護予防・重度化防止と認知症の予防・支援の充実

シルバー世代が元気でいきいきと暮らす基盤として、だれもが望む「健康寿命の延伸」と連動させることで、健康づくりとともに進める介護予防と重度化防止への理解を進め、地域で呼びかけあいながら、さまざまな資源を活かしてシルバー世代が主体的に取り組めるよう、場や環境づくり、参加のための支援を一層進めます。

そうした取組を通じて、高齢化率の上昇にともない増加する認知症を予防するとともに、早期の気づきと適切な支援、認知症になっても安心して暮らし続けられるだれにも住みよい地域づくりを進めるよう、地域ぐるみの取組を推進します。

- 【重点的に取り組む事項】**
- ① 健康と生活機能の維持・改善への支援
  - ② 認知症の理解と予防・早期対応・支援の推進

### (3) 元気でいきいきと活躍する場と参加支援の充実

シルバー世代が地域で役割をもって活躍することは、元気でいきいきと暮らすための大切な条件のひとつであるとともに、人口が減少・高齢化する社会のなかで、その役割はさらに大きくなっていきます。地域での活動は、新型コロナウイルス感染症の流行による自粛の影響による中止や縮小から回復してきていますが、より多くの人に参加できることを意識して進めていくことが求められています。シルバー世代の一人ひとりのニーズに応じて、住みよいまちづくりを進める地域活動や就労的な活動に主体的に取り組むために、積極的な呼びかけ、きっかけや場づくり、参加のための支援を一層充実するよう、地域の資源を活かし、連携して取り組みます。

- 【重点的に取り組む事項】**
- ① 地域・社会活動の場と参加の推進・支援の充実
  - ② シルバー世代の活躍の場となる多様な就労や有償活動などへの支援

# 介護保険サービス等の推計と介護保険料

## 1. 被保険者数と要介護認定者数の推計

### (1) 被保険者数の推計

本市のシルバー世代の人口は令和3年度をピークに減少に転じ、令和6～8年度は横ばいで推移すると見込まれますが、高齢化率は総人口の減少に伴って上昇し、令和5年10月の30.1%から令和8年度は30.5%になります。また、75歳以上の後期高齢者は令和5年10月の39,977人から令和8年度は43,399人に増加し、シルバー世代のなかでの割合も大きくなります。

中長期的にみると、高齢化率は令和12年度には31.4%、令和17年度には33.8%と上昇を続け、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)には37.4%になると予測されます。こうしたシルバー世代の人口動態やニーズの変化をふまえ、安心して暮らし続けられる、持続可能な高齢者保健福祉と介護保険事業を展開しています。

#### 【被保険者数の推計】

(参考：推計値) [人]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	→	令和12年度	令和22年度
総人口	A	224,369	222,388	220,289		210,891	183,737
第1号被保険者(65歳以上)	B	67,905	67,543	67,115		66,249	68,634
前期高齢者(65～74歳)		26,044	24,752	23,716		24,140	33,637
後期高齢者(75歳以上)	C	41,861	42,791	43,399		42,109	34,997
第2号被保険者(40～64歳)		78,946	78,539	77,993		73,781	56,472
高齢化率	B/A	30.3%	30.4%	30.5%		31.4%	37.4%
後期高齢者の割合	C/B	61.6%	63.4%	64.7%		63.6%	51.0%

### (2) 要介護(要支援)認定者数の推計

65歳以上人口である第1号被保険者は減少しますが、介護や支援が必要な人の割合が大きくなる後期高齢者が増加することから、要支援、要介護の認定を受ける人が増加し、第1号認定者数のなかでの認定率も上昇します。

認定者数や認定率は中長期的にみても伸びると予測されるため、ニーズに応じたサービス提供体制を確保するとともに、自立を支援し、重度化を予防する適切なサービスを推進します。

#### 【要介護(要支援)認定者数の推計】

(参考：推計値) [人]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	→	令和12年度	令和22年度
第1号被保険者	A	67,905	67,543	67,115		66,249	68,634
要介護(要支援)認定者(第1号)	B	13,725	13,924	14,193		15,477	14,723
要支援	要支援1	2,243	2,281	2,307		2,468	2,169
	要支援2	1,781	1,774	1,799		1,922	1,744
要介護	要介護1	2,246	2,277	2,321		2,565	2,337
	要介護2	2,221	2,260	2,306		2,490	2,396
	要介護3	1,882	1,917	1,950		2,151	2,114
	要介護4	1,927	1,957	2,016		2,225	2,233
	要介護5	1,425	1,458	1,494		1,656	1,730
認定率 [%]	B/A	20.2%	20.6%	21.1%		23.4%	21.5%

## 2. 介護保険サービスの見込量の推計

サービスの見込量は、これまでの利用実績と今後の要介護（要支援）認定者数の推計をふまえて、次のように推計します。

### 【居宅サービスの見込量】

(参考)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	→ 令和12年度	令和22年度
訪問介護	要介護[回/月]	136,315	138,515	140,835	151,400	150,120
訪問入浴介護	要介護[回/月]	681	691	715	763	779
	要支援[回/月]	0	0	0	0	0
訪問看護	要介護[回/月]	25,225	25,561	26,003	28,039	27,515
	要支援[回/月]	3,861	3,894	3,965	4,227	3,794
訪問リハビリテーション	要介護[回/月]	1,113	1,113	1,154	1,236	1,208
	要支援[回/月]	207	207	207	219	207
居宅療養管理指導	要介護[人/月]	2,890	2,943	3,022	3,259	3,200
	要支援[人/月]	158	161	166	177	158
通所介護	要介護[回/月]	26,399	27,055	27,804	30,163	29,007
通所リハビリテーション	要介護[回/月]	5,768	5,911	6,119	6,610	6,399
	要支援[人/月]	326	316	314	334	299
短期入所生活介護	要介護[日/月]	4,633	4,705	4,833	5,219	5,137
	要支援[日/月]	68	68	68	81	68
短期入所療養介護（老健）	要介護[日/月]	311	326	335	352	352
	要支援[日/月]	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	要介護[人/月]	4,877	4,979	5,099	5,508	5,366
	要支援[人/月]	1,399	1,407	1,433	1,529	1,367
特定福祉用具購入費	要介護[人/月]	52	52	53	58	55
	要支援[人/月]	30	29	29	31	27
住宅改修費	要介護[人/月]	49	49	50	55	52
	要支援[人/月]	40	37	38	41	36
特定施設入居者生活介護	要介護[人/月]	434	440	531	574	563
	要支援[人/月]	56	56	69	73	66
介護予防支援・居宅介護支援	要介護[人/月]	6,655	6,717	6,836	7,402	7,149
	要支援[人/月]	1,776	1,791	1,828	1,950	1,743

### 【地域密着型サービスの見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護[人/月]	1	1	1
地域密着型通所介護	要介護[人/月]	8,659	8,617	8,778
認知症対応型通所介護	要介護[回/月]	361	361	372
	要支援[回/月]	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	要介護[人/月]	67	93	94
	要支援[人/月]	13	16	16
認知症対応型共同生活介護	要介護[人/月]	347	371	380
	要支援[人/月]	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護[人/月]	176	176	205
看護小規模多機能型居宅介護	要介護[人/月]	4	33	33

### 【施設サービスの見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	[人/月]	815	815	815
介護老人保健施設	[人/月]	464	464	464
介護医療院	[人/月]	52	52	52

### 3. 地域支援事業の見込量の推計

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

##### ① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業の見込量は、これまでの利用実績と今後の要介護（要支援）認定者数の推計をふまえ、次のように推計します。

##### 【介護予防・生活支援サービス事業の見込量】

(参考：推計値) [人/月]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	→ 令和12年度	令和22年度
訪問型サービス	現行相当	118	123	126	110	98
	基準緩和	818	851	874	669	598
通所型サービス	現行相当	78	81	83	93	83
	基準緩和	523	544	559	442	395

##### ② 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者などを対象とする「一般介護予防事業」として、次の事業を実施します。

- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ 地域介護予防活動支援事業
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業

#### (2) 包括的支援事業

日常生活圏域に2か所ずつ設置した地域包括支援センターを中心として、次の事業を実施します。

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援）
- ・ 地域ケア会議
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 認知症施策の推進
- ・ 生活支援サービスの体制整備

##### 【包括的支援事業の見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター総合相談件数 [件/年]	6,854	7,094	7,342
認知症初期集中支援事業相談件数 [人/年]	101	116	133

#### (3) 任意事業

本市では、任意事業として、次の事業を実施します。

- ・ 介護給付適正化事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合、縦覧点検、給付実績の活用）
- ・ 家族介護支援事業（家族介護用品の支給、徘徊高齢者家族支援サービス、徘徊高齢者発見支援メール）
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 住宅改修支援事業

## 4. 介護保険事業費等の推計 → 5. 介護保険料の設定

第1号被保険者の介護保険料は、下記の手順で、介護保険サービスの給付と地域支援事業の実施にかかる費用のうち、第1号被保険者に負担していただく分を、所得の状況を勘案した第1号被保険者数で割って算出しました。

### ① 介護保険事業に要する費用 739億 1,209万 5,056円

11ページの介護保険サービス（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）、12ページの地域支援事業等を提供するために令和6～8年度の3年間で必要な費用を、約739億円と推計しました。



### ② 第1号被保険者に負担していただく金額 161億 1,631万 4,856円

介護保険制度は、必要な費用の50%を公費、50%を保険料で賄います。保険料のうち、第1号被保険者（65歳以上の人）が負担する割合は人口構成をふまえて国が設定し、令和6～8年度は第8期計画と同じ23%です。

また、市町村の差が大きくなりすぎないように高齢者の年齢構成や所得の状況によって調整を行う仕組みと、所得が低い方の負担軽減のための市の独自減免をふまえ、第1号被保険者に負担していただく金額を、約161億円と推計しました。



### ③ 介護保険料として収納する必要がある金額 153億 1,631万 4,856円

保険料の上昇を抑制するため、介護保険の将来にわたる安定的運営を図るために設置している介護保険給付準備基金の残高から8億円を取り崩すこととしました。

②の負担額から介護保険給付準備基金取崩額を差し引いた金額が、第1号被保険者から介護保険料として収納する必要がある金額となり、3年間で約153億円と推計しました。



### ④ 介護保険料を算出するうえでの第1号被保険者数 193,226人

第1号被保険者の介護保険料は所得段階に応じて負担していただくため、所得段階ごとの割合で補正した被保険者数を用いて算出します。本市では低所得の方の負担を軽減するため、所得段階を19段階に設定し、第8期計画の18段階よりもさらに細かく負担応力に応じた設定とし、3年間の延べ人数を193,226人と算出しました。



### ⑤ 第1号被保険者保険料基準月額 6,690円

③に予定保険料収納率98.8%を勘案し、さらに④の人数で割ったものが、第1号被保険者に負担していただく1年間の介護保険料で、それを12か月で割ったものが基準月額となります。

保険料は所得段階に応じて、基準月額の0.285倍（年額22,870円）から3.5倍（年額280,980円）の範囲で19段階に区分して収納します。

---

寝屋川市高齢者保健福祉計画（2024～2026）概要版 令和6年3月

編集・発行 寝屋川市福祉部 高齢介護室

〒572-8566 寝屋川市池田西町24番5号（市立池の里市民交流センター内）

TEL 072-838-0372（直通） FAX 072-838-0102 e-mail: kaigo@city.neyagawa.osaka.jp